

第6次高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画

～子どもからお年寄りまで、健やかで安心して暮らせるまちの実現に向けて～



本市も超高齢社会を迎え、高齢化にともない生じるさまざまな課題に応えながら、必要な施策を講じていくことが求められています。この計画では、高齢者保健福祉施策の基本方針を設定し、その実現に向けて平成24年度から26年度までを事業年度とする「高齢者保健福祉・介護保険事業計画」を策定しました。

★介護いきがい課 ☎1719

住み慣れた地域で
いつまでも生活できる
地域づくりを支援します

この計画では、次の5つの基本方針に基づき、高齢者福祉施策の一層の充実に取り組みます。

健康づくり・介護予防の推進

いきいきと自立した生活を送るための基礎となるのが健康です。疾病予防に努め、いつまでも健やかに生活できるように支援します。

また、すべての高齢者を対象にした介護予防事業に取り組みます。

地域包括ケアの推進

介護・介助が必要となっても、高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して生活が送れるよう、地域全体で支える体制づくりが求められます。

地域の社会資源をいかし、切れ目なく高齢者の生活を支える地域包括ケアの推進を図るとともに、地域密着型サービスや認知症高齢者、家族介護者等への支援に取り組みます。

介護サービスの充実に よる安心基盤づくり

介護が必要となっても、地域や家庭での生活が継続できるように支援するとともに、介護保険制度の円滑な推進に向けた環境整備を進めます。

計画中に、地域密着型老人福祉施設、小規模多機能居宅介護事業所の整備を進めます。

社会参加・生きがいづくりの促進

高齢者が培った豊かな経験や能力・技術を積極的にいかしてもらうことが今後ますます重要となります。

地域社会活動、就労、生涯学習など、高齢者の社会参加と自己実現の機会の充実に取り組みます。

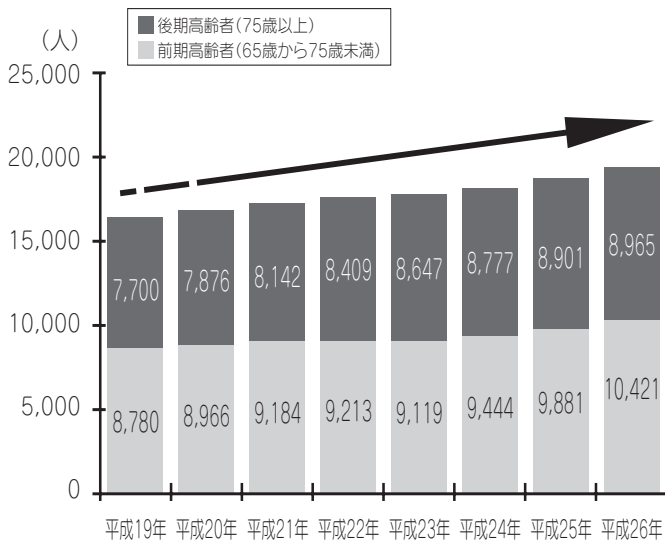
ともに生きる豊かな 地域社会づくり

さまざまな世代がお互いに支えあう地域づくりは、これからのまちづくりの重要なポイントです。

地域が連携して高齢者を支援する体制づくり、また、住民主体の地域福祉活動など「地域力」が向上することを支援していきます。

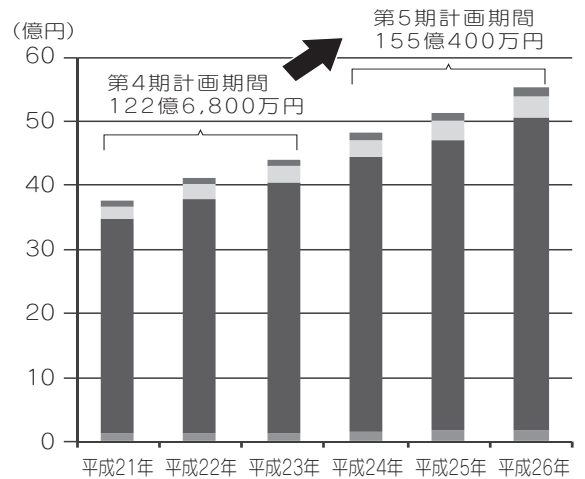
■高齢者人口の見込み

65歳以上の高齢者人口は、平成24年から26年にかけて、前期高齢者では977人の増加、後期高齢者では188人の増加が見込まれます。



■介護給付費等の実績と見込み

第4期サービス給付費総額は、約122億6,800万円です。第5期は、155億400万円を見込んでいます。



第5期介護保険料 月額基準額は4,900円

今期の第1号被保険者の保険料は、今後3年間の高齢化の動向や介護サービスの利用見込みなどから、月額基準額4,900円となりました。

前期の保険料は、国からの処遇改善臨時特例交付金や、市の介護給付準備基金の取り崩しにより3,600円に引き下げていました。今期は、介護給付準備基金の残高が少なく、保険料を軽減するための財源にはならず、保険料の上昇率が大きくなりました。

保険料は、負担能力に応じて11段階に細分化

介護保険料は、基準額をもとに、所得に応じて段階的に調整されています。

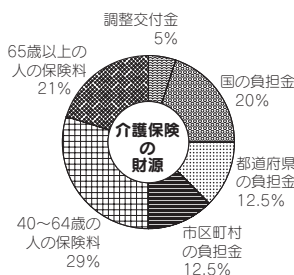
今期の保険料は、国基準の6段階を基本に考え、市民税課税所得者の人については、負担能力に応じた設定とし、11段階に細分化しました。

また、保険料の上昇を抑えるため、県から財政安定化基金の取崩しによる交付が行われました。本市では、この基金の交付により、保険料が約50円軽減されました。

介護保険の財源は…

介護保険料と公費で運営

介護保険制度は、被保険者のみなさんに納めていただく保険料と公費で運営しています。介護保険制度を支えるために、介護保険料は40歳以上の人全員に納めていただいています。



保険料決定通知

介護保険料は、前年の所得(収入)により決まります。

保険料の決定通知は、納付書により納めていただく人(普通徴収)には7月中旬に、年金から差し引かせていただく人(特別徴収)には8月上旬に通知します。

また、特別徴収の人で、仮徴収額(4・6・8月)と本徴収額(10・12・2月)が大きく異なることが想定される人については、天引きされる額が年間を通じてできるだけ均等(平準化)になるように、6月と8月の仮徴収額を変更する処理(保険料の平準化)を行います。該当となる人には、6月上旬に通知します。

■第1号被保険者介護保険料(平成24年~26年)

所得段階	基準	保険料		
		率	月額	年額
第1段階	・生活保護受給者の人 ・高齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の人	0.50	2,450	29,400
第2段階	・世帯全員が市民税非課税の人で、本人の前年度の合計所得金額と前年度の課税年金収入額の合計が80万円未満の人	0.50	2,450	29,400
第3段階	・世帯全員が市民税非課税の人で、第2段階に該当しない人	0.75	3,675	44,100
特例 第4段階	・世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、本人の前年度の合計所得金額と前年度の課税年金収入額の合計が80万円未満の人	0.95	4,655	55,860
第4段階	・世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、第4段階特例に該当しない人	1.00	4,900	58,800
第5段階	・本人が市民税課税で、前年度の合計所得金額が190万円未満の人	1.25	6,125	73,500
第6段階	・本人が市民税課税で、前年度の合計所得金額が190万円以上300万円未満の人	1.50	7,350	88,200
第7段階	・本人が市民税課税で、前年度の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	1.60	7,840	94,080
第8段階	・本人が市民税課税で、前年度の合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	1.70	8,330	99,960
第9段階	・本人が市民税課税で、前年度の合計所得金額が500万円以上600万円未満の人	1.80	8,820	105,840
第10段階	・本人が市民税課税で、前年度の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	1.90	9,310	111,720
第11段階	・本人が市民税課税で、前年度の合計所得金額が800万円以上の人	2.00	9,800	117,600

※介護保険制度は、高齢社会を社会全体で支えていく社会保障制度です。